

# 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準(案)

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

○子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業所(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

#### 【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

### (2) 確認制度における運営基準について

○教育・保育施設、地域型保育事業は、以下の事項が求められる。

- ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
- ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすこと

このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する。

国が定める基準については、

- ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」
- イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」



#### 笠間市の対応方針

運営基準において、国が定める基準(内閣府令)には、従うべき基準と参酌すべき基準があるが、笠間市には、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、すべて国の基準どおりとする。

## 利用定員の設定方法

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定める。

※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる（「みなし確認」。施行日前日までに別段の申し出をしたときを除く。）が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する。

### 各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設（施設型給付）			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者（地域型保育給付）			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。

※2 ②③いずれかのみを設定も可能。

※3 特例給付による利用形態あり。

## 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

### 1 利用定員に関する基準

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
	<p>● 特定教育・保育施設</p> <p>○子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。</p> <p>○利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分(ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。</p>	従	国の基準どおり
	<p>● 特定地域型保育事業</p> <p>利用定員については以下のとおりとする。</p> <p>①家庭的保育事業 1人以上5人以下</p> <p>②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下</p> <p>③小規模保育事業C型 6人以上10人以下</p> <p>④居宅訪問型保育事業 1人</p> <p>上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>	従	

### 2 運営に関する基準

	国により示されている基準	【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
利用開始に伴う基準	内容及び手続きの説明, 同意, 契約		国の基準どおり
	○利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。(※特定地域型保育事業には、「連携施設の種類」追加)	従	
	○パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする(※)。	従	
	○その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする(※)。	参	

利用開始に伴う基準	応諾義務		
	<p>利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない(※)</p> <p>○「正当な理由」</p> <p>①定員に空きがない場合</p> <p>②定員を上回る利用の申し込みがあった場合(選考が必要)</p>	従	国の基準どおり
	○利用申し込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介等必要な措置を講じなくてはならない(※)	参	
	○市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない(※)。	従	
定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考	<p>○教育標準時間認定(1号認定)を受けた子どもの場合</p> <p>①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。</p> <p>○保育認定(2号認定・3号認定)を受けた子どもの場合</p> <p>市町村が利用調整を行う。</p>	従	国の基準どおり
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>○受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする(※)</p> <p>○支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助することとする(※)</p>	参	国の基準どおり

国により示されている基準		【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
教育・保育の提供に伴う基準	<p>心身の状況等の把握</p> <p>○特定教育・保育施設、地域保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする(※)</p> <p>○常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(※)</p>	参	国の基準どおり

教育・保育の提供に伴う基準	<p>小学校との連携</p> <p>○特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)</p>	参	国の基準どおり
	<p>教育・保育の提供の記録</p> <p>○特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない(※)</p>	参	国の基準どおり
	<p>利用者負担額等の受領</p> <p>○特定教育・保育、特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする(※)。</p> <p>○特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる(※)。</p> <p>○当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p>	従	国の基準どおり
	<p>施設型給付費等の額に係る通知等</p> <p>○特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>○特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	参	国の基準どおり
	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</p> <p>次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない</p> <p>①幼保連携型認定こども園 → 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②認定こども園(①を除く) → 幼稚園教育要領及び保育所保育指針、このほか幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえる</p> <p>③幼稚園 → 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 → 保育所保育指針</p> <p>⑤地域型保育事業 → 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	従	国の基準の通り

教育・保育の提供に伴う基準	<p>子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)</p> <p>①利用児童の平等取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない(※)</li> </ul> <p>②虐待等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、子どもに対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない(※)</li> </ul> <p>③懲戒に係る権限の濫用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない(※)</li> </ul>	従	国の基準どおり
	<p>施設等との連携</p> <p>○特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)</p> <p>○居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であつて、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。</p>	従	国の基準どおり
	<p>○特定地域保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。</p>	参	
	<p>特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</p> <p>当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p>	従	
	<p>市への通報</p> <p>○子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない(※)</p>	参	国の基準どおり

国により示されている基準		【従】は従うべき基準 【参】は参酌すべき基準	笠間市基準(案)
管理・運営等に関する基準	<p>運営規程の策定(※)</p> <p>運営規程において定めるべき事項</p> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容(特定地域型保育については、提供する特定地域型保育の内容)</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育を提供する日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥認定区分ごとの利用定員(特定地域型保育については、利用定員)</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他施設の運営に関する重要事項</p>	参	国の基準どおり
	<p>勤務体制の確保等(※)</p> <p>○特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>○職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない</p>	参	国の基準どおり
	<p>定員の遵守(※)</p> <p>○利用定員を超えて特定教育・保育、特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参	国の基準どおり
	<p>掲示(※)</p> <p>特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	参	国の基準どおり



管理・運営等に関する基準	<p>個人情報管理(秘密保持)(※)</p> <p>○施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。</p>	従 従	国の基準どおり
	<p>情報の提供</p> <p>○特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)</p> <p>○特定教育・保育施設は、その施設について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない(※)</p>	参	国の基準どおり
	<p>利益供与等の禁止</p> <p>○当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)</p>	参	国の基準どおり
	<p>事故発生の防止、発生時の対応</p> <p>&lt;事故の発生(再発)防止&gt;</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>&lt;事故発生時の対応&gt;</p> <p>①事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を行うこと。</p> <p>②事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p>	従	国の基準どおり
	<p>評価</p> <p>○自ら提供する特定教育・保育、特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国の基準どおり
	<p>緊急時等の対応</p> <p>○職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)</p>	参	国の基準どおり

管理・運営等に関する基準	<p>苦情処理</p> <p>○提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)</p> <p>○提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)</p>	参	国の基準どおり
	<p>地域との連携</p> <p>○特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参	国の基準どおり
	<p>会計の区分</p> <p>○特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)</p>	参	国の基準どおり
	<p>記録の整備</p> <p>○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない(※)</p>	参	国の基準どおり

(※)は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に共通事項